

## 第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

### 【基本方針】

#### 【予防対策】

- 第1節 初動対応体制の整備
- 第2節 事業継続体制の確保
- 第3節 消火・救助・救急活動体制の整備
- 第4節 応急活動拠点の整備

#### 【応急対策】

- 第1節 初動態勢
- 第2節 消火・救助・救急活動
- 第3節 応援協力・派遣要請
- 第4節 労働力の確保

### 基本方針

区内地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、区民の生命、財産を保護するため、区及び各防災関係機関が一体となって迅速かつ的確な初動対応を行うことが重要である。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、都及び他自治体等との広域的な連携体制の強化を図るため、初動時からの円滑な応援調整の体制を整備する。

#### ■初動対応体制の構築

区と防災関係機関が一体となって活動を展開できるよう、円滑な初動対応体制を構築する。

#### ■広域連携体制の強化

東日本大震災での教訓等を踏まえ、防災関係機関や他自治体等との連携を推進する。

## 予防対策

### 第1節 初動対応体制の整備

(区総務部・区民部、深川・城東・東京湾岸各警察署、  
深川・城東両消防署、災害協力隊)

#### 1. 防災活動拠点等の整備及び災害対策要員の確保

##### (1) 防災センターの統括防災活動拠点化

江東区防災センターは、迅速・的確な災害応急対策活動を実施するための拠点施設として、災害対策本部室などの会議室や無線基地局、防災倉庫などを備えている。

なお、平常時は防災関連部署などの執務場所としている。

##### (2) 出張所の地域防災活動拠点化

災害時には、各出張所・豊洲特別出張所を管内の情報収集・集計・伝達等の応急対策活動を行うための地域活動拠点とする。

##### (3) 災害対策職員用住宅の整備

初動態勢の強化を図るため、耐震性に配慮した災害対策職員用住宅を区内に確保することを検討する。

#### 2. 災害時の受援体制の整備

災害時には、国及び都などから、支援物資や人的支援等を受けることになるが、それらの支援を受け入れるための体制を構築するなど、区の受援体制を整備する。

#### 3. 防災訓練の実施

##### (1) 総合防災訓練

###### 第1方針

本計画の習熟及び各種主体の災害対応力向上を目的として、区、及び防災関係機関、災害協力隊、区民が一体となって総合防災訓練を実施し、都災害対策本部も含めた相互協力体制の確立を目指す。

## 第2 実施計画

区及び防災関係機関等が協議し、「江東区総合防災訓練実施要領」を定め、同要領に基づき実施する。訓練内容は、近年の大規模地震災害の教訓から、住民参加型の実践的なものとし、特に拠点避難所となる区立小・中学校等を会場とする訓練では、避難所運営に関する訓練を必ず取り入れるものとする。

### (2) 警備訓練（深川・城東・東京湾岸各警察署）

各種訓練を年間を通じて区及び地域住民と協力して随時実施する。

#### 第1 参加機関等

区、防災関係機関、災害協力隊、地域住民、事業所等

### (3) 消防訓練（深川・城東両消防署）

震災等発生時の各種災害に対処するため、消防署は、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所及び地域住民等を対象として定期的に消防訓練を実施する。

また、災害協力隊（消火隊）の訓練に関しては、区と消防署が連携し実施する。訓練の実施に当たっては、区民、事業所等の自助・共助体制の強化に重点を置いた発災対応型の訓練を実施する。

#### 第1 参加機関及び訓練項目

地震火災等の防止は、各行政機関と地域の各団体及び事業所等が一致協力して当たらなければ、その成果は期待できない。各参加機関等は、特に次の項目について訓練を推進する。

- ① 消防団訓練
  - ア. 情報活動訓練
    - ア) 参集(情報収集)及び初動措置(災害対応)訓練
    - イ) 情報整理及び通信運用訓練
  - イ. 部隊編成訓練
  - ウ. 消火、救出・救護訓練
  - エ. 消防署隊との連携訓練
    - ・巨大水利活用訓練
    - ・長時間遠距離送水訓練
  - オ. 災害協力隊（消火隊）等との連携訓練
  - カ. 地域住民との協働による消火、救出・救護活動訓練

第1部
第2部
震 災 編
第3部
第4部
第1部
風 水 害 編
第2部
第3部

- ② 災害協力隊（消火隊）
  - ア. 災害協力隊本部運営訓練
  - イ. 情報伝達訓練
  - ウ. 身体防護訓練
  - エ. 出火防止訓練
  - オ. 初期消火訓練
  - カ. 救出・救助訓練
  - キ. 応急救護訓練
  - ク. 通報連絡訓練
  - ケ. 避難誘導訓練
  - コ. 避難所運営訓練
  - サ. その他の訓練
- ③ 東京消防庁災害時支援ボランティア
  - ア. ボランティア技術習得訓練
    - ア) 応急救護活動
    - イ) 後方支援活動
  - イ. 都民指導技術習得訓練
    - ア) 応急救護指導要領
    - イ) 初期消火指導要領
    - ウ) その他都民指導要領
- ④ 地域住民及び事業所
  - ア. 身体防護訓練
  - イ. 出火防止訓練
  - ウ. 初期消火訓練
  - エ. 救出・救助訓練
  - オ. 応急救護訓練
  - カ. 通報連絡訓練
  - キ. 避難訓練
  - ク. その他の訓練

## 第2 実施時期

作成した年間防災訓練計画に基づき、防災週間、火災予防運動、防災とボランティア週間等の時期を捉えて実施する。

### (4) 救急救助訓練

建物の倒壊等により多数の負傷者が発生する救助救急事象や大規模な市街地火災に対処するため、区、警察、消防、自衛隊、医師会及び協定団体等は公助としての役割を一体となって果たすとともに、「自らの身の安全は自らが守る。自分たちのまちは自分たちで守る。」という自助・共助の理念に基づく区民一人ひとりの防災意識高揚と災害対応力の強化を図ることを目的に、大規模かつ総合的な救急救助訓練を実施する。

## 第1 訓練方針

訓練は、災害協力隊をはじめ防災関係機関及び地域の医師会、協定団体等の参加を得て、次の基本方針に沿って実施する。

- ① 実践的、効果的な訓練の推進
- ② 「自助・共助」の理念の浸透、区民の防災意識の高揚
- ③ 防災関係機関相互の連携の促進と災害対応力の向上
- ④ 地域防災計画の検証

## 第2 実施時期

防災の日又はその前後の日程で行われる総合防災訓練と合わせて実施するほか、各地域の実情に合わせて実施時期を決定する。

# 第2節 事業継続体制の確保

(区)

## 1. 事業継続計画（BCP）の策定

### (1) 目的と概要

区は、災害応急対策活動を行う一方で、継続すべき重要な行政サービスについても、最低限の機能を確保するとともに、全ての業務が最短の期間で復旧する体制を構築する必要がある。

このため、中央防災会議の「首都直下地震対策大綱（大規模地震防災・減災対策大綱の策定により現在は廃止）」や都の「都政のBCP（東京都業務継続計画）＜地震編＞」、東日本大震災で発現した事象等を踏まえ、平成24年3月に「江東区事業継続計画（震災編）」（以下この節において「区BCP（震）」という。）を策定した。

区BCP（震）は、首都直下地震の発生時において、職員・庁舎・設備・資機（器）材・ライフライン等の人的・物的資源に被害が生じることにより、区の行政機能が低下する事態をあらかじめ想定し、非常時優先業務や、それらの業務の継続及び早期再開に資する事前対策等を明記したものである。これは、地域防災計画の対応面の実効性を確保するとともに、区の防災力の強化を図るものであり、地域防災計画を補完するものとして位置付けられる。

令和5年度には、地域防災計画の大幅な改定に伴い、区BCP（震）を改定し、特に発災時における非常時優先業務の絞り込みなどにより、災害応急対策活動の実効性を高める。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

## (2) 計画の構成

### 第1本編

#### 第1章 江東区事業継続計画に係る基本事項

事業継続計画全般に関わる事項をまとめている。

#### 第2章 被害の想定等

当計画の前提となる区内全般や区役所各庁舎の被害想定等を示している。

#### 第3章 事業継続に必要な態勢の確立

災害時における区の職員態勢に関する事項を掲載している。

#### 第4章 区が実施する非常時優先業務

大規模地震発生時に、区が実施すべき業務として選定した非常時優先業務について掲載している。

#### 第5章 事業継続に必要な各種環境・資源の確保

非常時優先業務を遂行する上での課題と事前対策について掲載している。

#### 第6章 事業継続管理（BCM）

当計画の継続的な改善の取組である「事業継続管理（BCM）」について、その基本的な考え方や運用・管理体制を示している。

#### 第7章 その他

当計画書の用語集を掲載している。

### 第2資料編

当計画に関する詳細資料を掲載している。

## 2. 事業継続管理（BCM）の推進

### (1) BCMの意義

現行の区BCP（震）は、平成24年4月に東京都より発表された「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提に、平成28年度時点における区の人的・物的資源の状況や災害対応能力を踏まえて策定（時点修正）されていたが、内閣府（防災担当）が令和5年に「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を見直したこと及び令和4年5月に東京都が公表した首都直下地震等における新たな被害想定や最新の関係法令・関連計画等を検証し、地域防災計画を令和5年度に改定したことに伴い、更なる災害対応力向上を図るため、令和6年3月に大幅な修正を行った。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

当計画の実効性を担保するためには、地域防災計画や被害想定 of 修正をはじめ、組織改正や人事異動による職員の配置転換等、計画の前提となる条件の変化に対応する定期的な修正が必要である。

同時に、当計画に記載された事前対策の進捗や、職員への教育・訓練の実施等により、区の防災力の向上が認められる場合において、業務開始目標時間の短縮や新たな事前対策の設定等、より高次の計画への改訂が可能となる。

事業継続管理（BCM）とは、上記のような見直し・改訂を通じて、区BCP（震）の実効性を確保し、区の防災力を総合的に向上させるために実施される継続的な改善の取組をいう。

### （2）マネジメントのスキーム

区は、全庁的な組織として「江東区事業継続管理委員会」を設置し、下記のとおりPDCAサイクルを用いることにより、区事業継続体制の継続的改善をマネジメントしていく。

- ① Plan ……年度方針の決定、計画等の策定・修正・更新
- ② Do ……事前対策の実施、職員への教育・訓練の実施、  
全庁的な情報共有、危険の予知・発見、災害発生時の対応
- ③ Check ……区BCP（震）の実効性の検証、事前対策実施状況の評価
- ④ Act ……区BCP（震）等の見直し・改善

### （3）職員に対する防災教育

区災害対策本部が設置されたときは、非常配備態勢内の全職員が災害対策活動に従事することとなるため、区は平常時から、職員に対して区の防災計画、関係法令、活動態勢等、災害時における区、防災関係機関及び区民が一体となった総合的な活動を周知するとともに、職員に対する実効的な教育・訓練を実施し、災害対応力の向上及び防災意識の高揚に努める。

なお、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成9年度において「江東区職員用防災ハンドブック」を大幅に改訂した「江東区職員防災マニュアル」を作成し、全職員に配付した。平成23年度及び平成24年度には同マニュアルを改訂するなど、諸計画・法令との整合性確保の観点等から適時見直しを行うこととしている。

<研修・訓練内容（例）>

- ① 新任職員に対する研修
- ② 災害対策本部員・本部連絡員等を対象とする「災害対策本部運営訓練」
- ③ 幹部職員等を対象とする「災害対応イメージトレーニング」
- ④ 災害情報連絡員等を対象とする「無線通信訓練」「避難所開設・運営訓練」
- ⑤ 非常配備態勢内の職員を対象とする「災害応急対策訓練」

## 第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

(警視庁第一・第七方面本部、深川・城東・東京湾岸各警察署、第七消防方面本部、深川・城東両消防署、深川・城東両消防団)

### 1. 救出救助体制

警視庁は、災害時に必要な装備資機材の整備及び充実強化を図り、効果的に資機材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動体制を整備する。

### 2. 消防活動体制

#### (1) 東京消防庁の消防活動体制

東京消防庁は、同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、過去の地震被害状況及び都被害想定等を踏まえた各種計画等を策定するとともに、各種、震災に有効な装備・資機（器）材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備している。

また、東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会等、関係機関と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図っている。

#### (2) 消防団の消防活動体制

災害時に、消火活動、救出・救助活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要である。消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機（器）材（分団本部施設、消防団資機（器）材等）の整備を図るなど、活動体制の充実を図る。

#### (3) 自助による区民の防災力の向上

消防署は、区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」とあるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、区民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

#### (4) 地域による共助の推進

災害時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。

消防署は、「自分たちのまちは自分たちで守る」自助・共助の意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

#### (5) 事業所による自助・共助の強化

各事業所は、災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者

対策、事業継続、地域貢献・地域との共生)を果たすため、自らの組織力を活用して対策を図っておくことが必要である。

災害時においては、地域の一員として救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与するといった役割が求められている。

よって、日頃から地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、事業所防災計画の実効性の検証、事業継続計画の整備、近隣の町会・自治会等との災害時応援協定の締結等を推進し、地域全体の自助・共助体制の強化に努める。

## 第4節 応急活動拠点の整備

(区総務部、第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

### 1. オープンスペースの確保

震災時に、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の区民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれらの活動に供する土地及び家屋の確保に努めることが東京都震災対策条例で定められている。

区は、都及び関係機関と連携し、区内の利用可能なオープンスペースの把握に努める。

### 2. 大規模救出救助活動拠点等の確保

都は、自衛隊、警察災害派遣隊(警察)、緊急消防援助隊(消防)、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース(大規模救出救助活動拠点等)をあらかじめ確保している。区部においては、大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ヘクタール以上の活動面積の確保が可能な都立公園等屋外施設11か所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設21か所を、候補地としている。

本区内では、都立木場公園、有明清掃工場及び新江東清掃工場が指定されている他、若洲海浜公園、東京ビッグサイト及び有明の丘防災拠点(東京臨海広域防災公園)が候補地とされている。

### 3. ヘリサインの設置

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、ヘリコプターによる迅速・効率的な応急対策活動を行うため、区は、区立小・中学校等の屋上へ、ヘリサインの整備を進める。

第1部  
第2部  
震災編  
第3部  
第4部  
第1部  
風水害編  
第2部  
第3部

## 応急対策

### 第1節 初動態勢

(区)

#### 1. 活動態勢

##### (1) 責務

区は、区内地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、都及び指定地方行政機関等並びに区内の公共的団体（※）、災害協力隊及び事業所の防災組織、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

※公共的団体とは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。

##### (2) 活動態勢

- ① 区の前記（1）の責務を遂行するために必要があるときは、下記3-(1)に定めるところにより、区災害対策本部（以下この節において「区本部」又は「本部」という。）を設置し、災害対策に従事する職員を配置する。
- ② 区本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、本部が設置された場合に準じて処理する。
- ③ 区内地域に災害救助法が適用されたときは、区長(区本部長)は都知事(都本部長)の指揮を受けて、救助事務を実施する。
- ④ 区総務部危機管理室が、本部の事務局として有事における総合調整を担う。

#### 2. 本部の組織

区本部の組織は、江東区災害対策本部条例及び同施行規則の定めるところによる。（資料編その2 P.資 2-7 I-4「江東区災害対策本部条例」、P.資 2-8 I-5「江東区災害対策本部条例施行規則」参照）

#### 3. 本部の設置及び廃止

##### (1) 本部の設置

- ① 区長は、区内の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、4.「本部の非常配備態勢」の非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、区本部を設置する。なお、区内で震度5強以上の地震が発生（観測）され

た際には、自動的に災害対策本部が設置され、第4非常配備態勢が発令されたものとみなす。（非常配備態勢の詳細は「4. 本部の非常配備態勢」で後述）

- ② 区において部長の職に充てられている者は、区本部を設置する必要があると認めるときは、副区長に区本部の設置を要請することができる。
- ③ 副区長は、②の要請があった場合、又はその他の状況により、区本部を設置する必要があると認めるときは、規則第5条第1項の本部員の職に充てられている者を招集して協議の上、区本部の設置を区長に申請しなければならない。

## （2）本部の設置の通知等

- ① 総務部長は、本部が設置されたときは、次に掲げる者のうちア、イについては直ちに、その他の者については必要と認められた場合に、本部設置の通知をしなければならない。

- ア. 区各部長
- イ. 都知事
- ウ. 防災関係機関
- エ. 隣接区の区長

- ② 各部長は、前記の通知を受けたときは、直ちに所属職員に対し周知徹底しなければならない。

## （3）本部の標示の掲出

本部が設置された場合は、防災センター「災害対策本部室」に「江東区災害対策本部」の標示を掲出する。

## （4）本部の廃止の通知等

- ① 区長は、区内の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、区本部を廃止する。
- ② 区本部の廃止の通知等は、前記（2）に準じて処理する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

風水害編

【本部組織の体制】

災害対策本部			
災害対策本部長室			
	本部長 ・区長	副本部長 ・副区長・教育長	
	本部員	本部連絡員	
政策経営部	・政策経営部長	・企画課長 ・財政課長 ・広報広聴課長	・企画班 ・予算班 ・広報班
総務部	・総務部長 ・危機管理室長 ・被災者支援担当部長 ・会計管理室長 ・選挙管理委員会事務局長 ・監査事務局長 ・区議会事務局長	・総務課長 ・職員課長 ・経理課長 ・危機管理課長 ・防災計画課長 ・地域防災担当課長 ・災害時要配慮者担当課長	・総務班・人事班 ・物資班・営繕班 ・情報通信班 ・出納班・協力班 ・災害情報連絡員
地域振興部	・地域振興部長	・地域振興課長	・庶務班・商工班 ・避難所協力班
区民部	・区民部長	・区民課長	・庶務班・輸送班
福祉部	・福祉部長	・福祉課長	・庶務班・高齢者対策班
障害福祉部	・障害福祉部長	・障害者施策課長	・障害者対策班
生活支援部	・生活支援部長	・医療保険課長	・庶務班・避難所班
健康部（保健所）	・健康部長 ・健康部次長	・健康推進課長	・保健管理班・衛生班 ・保健予防第一班 ・保健予防第二班 ・保健予防第三班 ・保健予防第四班 ・保健予防第五班
子ども未来部	・子ども未来部長	・子ども家庭支援課長	・庶務班・保育班
環境清掃部	・環境清掃部長	・温暖化対策課長	・庶務班・清掃班
都市整備部	・都市整備部長	・都市計画課長 ・建築課長 ・建築調整課長	・庶務班・調査班 ・建築班・指導班
土木部	・土木部長	・管理課長 ・道路課長 ・河川公園課長 ・施設保全課長	・庶務班 ・工務班
教育委員会事務局	・教育委員会事務局次長	・庶務課長	・庶務班・営繕班 ・学務班・指導班 ・図書館管理班

※ 江東区災害対策本部運営要綱第14条第2項に基づき、本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室に区内の消防署長又はその指名する消防吏員等、構成員以外の者の出席を求めることができる。

## 4. 本部の非常配備態勢

### (1) 第1非常配備態勢

#### 第1 発令時期

第1非常配備態勢は、おおむね24時間後に災害が発生するおそれがある場合において、又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたときに、その指令を発する。

#### 第2 態勢

第1非常配備態勢は、水防その他災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする。

### (2) 第2非常配備態勢

#### 第1 発令時期

第2非常配備態勢は、おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合若しくは局地災害が発生した場合、又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたときに、その指令を発する。

#### 第2 態勢

第2非常配備態勢は、第1非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢とする。

### (3) 第3非常配備態勢

#### 第1 発令時期

第3非常配備態勢は、事態が切迫し、区内の数地域について災害が発生されると予想される場合若しくは区内の数地域について災害が発生した場合、又はその他の状況により、本部長が必要であると認めたときは、その指令を発する。

#### 第2 態勢

第3非常配備態勢は、区内の数地域についての災害に直ちに対処できる態勢とする。

### (4) 第4非常配備態勢

#### 第1 発令時期

第4非常配備態勢は、災害が拡大し、第3非常配備態勢では対処できない場合、又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたときは、その指令を発する。

#### 第2 態勢

第4非常配備態勢は、本部の全力をもって対処する態勢とする。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

(5) 参集職員に係る参集場所及び担当業務

参集する職員の勤務先等の区分に応じて、それぞれ次の表に定める参集場所及び担当業務とする。

なお、この規定に関わらず、災害情報連絡員(資料編その2P.資2-19 I-6「江東区災害対策本部運営要綱」参照)は、指定された拠点避難所(区立小・中学校等)に参集し、情報収集、通信連絡及び避難所の開設準備等を行う。

勤務先等	参集場所	担当業務
本庁舎・防災センター	江東区災害対策本部 (本庁舎・防災センター)	本部の開設、本部の情報収集・伝達等通信活動その他
その他の施設	当該職員が勤務する施設	施設の災害応急対策業務
勤務先に関わらず、本部活動に欠くことのできない職にある者	江東区災害対策本部 (本庁舎・防災センター)	本部の開設、本部の情報収集・伝達等通信活動その他

(6) 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(7) 第1非常配備態勢から第4非常配備態勢に基づく措置

- ① 部長はあらかじめ、部の班が第1非常配備態勢から第4非常配備態勢までの種別に  
 応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければなら  
 ない。
- ② 部長は、第1非常配備態勢から第4非常配備態勢までの指令を受けたときは、前記  
 ①の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(8) 職員の配置

- ① 部長はあらかじめ、別記第1号様式により非常配備態勢別の職員の動員表を作成し、  
 本部長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければなら  
 ない。
- ② 部長はあらかじめ、職員の非常参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底させてお  
 かなければならない。
- ③ 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置  
 をとらなければならない。
  - ア. 動員表に基づき、職員を所定の部署に配置すること。
  - イ. 職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
- ④ 災害に対応する高次の非常配備態勢を必要とするときは、関係部長が協議の上、職員  
 を配置するものとする。

(9) 職員の服務

すべての職員は、本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。

- ② 不急の行事、会議、出張等中止すること。
- ③ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- ④ 勤務場所を離れている場合においても常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。
- ⑤ 非常配備態勢が発令されたときは、動員表に従って万難を排して参集すること。

(10) 本部各部職員割当

各部の職員は非常配備態勢動員表(資料編その1 P.資1-94 I-24 「江東区非常配備態勢動員表」参照)によって配置するが、本部職員を必要とする場合は各部から選出配置し、特殊職員(無線資格者等)等は各部相互調整するものとする。各班の配置は各部において行う。

第1号様式

第 非常配備態勢表			
			部
班 名	職 氏 名	班 名	職 氏 名

年 月 日 部長 氏名 (印)

**5. 休日・夜間警戒態勢**

(1) 休日、夜間等勤務時間外における警戒態勢

休日、夜間等勤務時間外に発生する災害に対処するため、管理職員1名による警戒態勢を次のように取っている(資料編その2 P.資2-25 I-7 「江東区非常災害の警戒待機に関する勤務規程」参照)。

**第1 従事場所**

防災センター4階 警戒勤務室

**第2 職務**

- ① 非常災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- ② 都及び防災関係機関との連絡に関すること。
- ③ 初動配備態勢設置要領に基づき参集した職員の指揮監督に関すること。  
(総務部長、総務部危機管理課長又は総務部防災計画課長が登庁するまで)
- ④ 本部の設置準備に関すること。

(2) 初動配備態勢

休日、夜間警戒態勢を円滑に遂行するため、政策経営部広報広聴課及び総務部に所属し、かつ区内に居住する職員等で構成する「初動配備態勢」により、休日・夜間等の初動態勢を確保する(資料編その2 P.資2-27 I-8 「江東区初動配備態勢設置要領」参照)。

第1部
第2部
震 災 編
第3部
第4部
第1部
風 水 害 編
第2部
第3部

## 第1 態勢の発令

態勢は、次の①及び②の場合に、警戒勤務に従事する職員等からの招集により発令され、その場合、構成員は直ちに登庁しなければならない。

- ① 区内に大規模火災、水害等の突発的事故が発生した場合
- ② 都等からの要請があった場合

## 第2 職務

- ① 災害に関する情報収集及び情報の整理に関すること。
- ② 区長、都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ③ 災害対策本部の設置準備に関すること。
- ④ その他、必要なこと。

なお、この初動態勢は、災害対策本部等が設置され、災害の状況に応じた非常配備態勢が整った段階で、その態勢における政策経営部及び総務部に吸収される。

## 6. 本部運営を確保する施設

災害対策本部の設置場所を、江東区防災センターとする。

江東区防災センターは、区の災害対応拠点の中核として、防災関係機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う施設である。江東区防災センターは、次の機能を有する。

- 情報収集、蓄積、分析、伝達機能
- 審議、決定、調整機能
- 指揮、命令、連絡機能

区は、防災センターの各機能・設備の充実や効果的な運用を図るとともに、災害対策の中核である区本部の円滑な運営を確保するため、非常用発電機の監視・維持管理に努める。災害時は、情報システム等施設機能に関する被害状況を調査し、被害が生じた場合は緊急的に機能を確保する応急措置を行い、復旧を図る。また、必要に応じて応急対策の分野別に関係機関の職員の協力を求め、調整を図る。

## 7. 区議会・議員対応

### (1) 区議会災害対策本部の設置

区議会事務局は、区議会議員の参集状況・安否状況及び被害状況を把握するとともに、区議会と情報共有、連絡調整を行う。

また、必要に応じて区議会災害対策本部を設置し、全員協議会の開催及び運営の調整・支援を実施する。

## (2) 都議会・他区議会等との連絡調整

円滑な災害対応のため、都議会、他県議会及び他区市町村議会と情報共有、連絡調整を実施し、都・区における各種選挙の執行の調整等を行う。

## 第2節 消火・救助・救急活動

(警視庁第一・第七方面本部、深川・城東・東京湾岸各警察署、第七消防方面本部、深川・城東両消防署、深川・城東両消防団、東京海上保安部)

### 1. 警備計画

#### (1) 警備方針

大地震が発生した場合において、関係機関と連携し、迅速かつ適正な警備活動を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持に万全を期する。

#### (2) 警察の任務

大地震が発生した場合の警察の任務は、次のとおりとする。

- ① 被害実態の把握と各種情報の収集
- ② 被災者の救出救助及び避難誘導
- ③ 行方不明者等の捜索及び調査
- ④ 遺体の調査等及び検視
- ⑤ 交通規制に関すること
- ⑥ 公共の安全と秩序の維持

#### (3) 警備態勢

##### 第1 警備本部の設置

警視庁管内に大地震が発生した場合は、警備本部を設置して指揮体制を確立する。

##### 第2 警備部隊の編成・運用

各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

#### (4) 避難・誘導

- ① 一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。
- ② 避難・誘導に際しては、避難行動要支援者を優先して避難させる。
- ③ 避難・誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報を行う。
- ④ 火災の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。

#### (5) 交通規制

第2部 第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」参照。

#### (6) 海上交通規制

第2部 第5章「津波等対策」参照。

## 2. 東京消防庁等による活動計画

### (1) 計画方針

区内の地域における火災又は地震等の災害を防除し、これらの被害を軽減するため、種々の事象に対応し得る警防態勢を確立しておくものとする。

### (2) 地震火災消防対策

#### 第1 活動方針

震災時には、速やかに署の全組織と機能を動員又は駆使し、総力を挙げて対処するために、平素から震災に関する計画を整備し、消防職員及び消防団員の活動能力の向上を図るとともに、管轄区域内の防災関係機関と密接に連絡・協調して、震災消防活動の万全を期する。

#### 第2 震災警防本部等の運営

東京消防庁では、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。震災発生時には、これらの各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢をとることとしている。

#### 第3 配備動員態勢

##### 1) 震災態勢

震災態勢は、警防副本部長が地震の発生危険に関する情報により、地震発生の可能性が強まったと判断し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える必要があると認めたとときに発令することとしている。

## 2) 震災第一非常配備態勢

気象庁の発表で、東京都23区、都多摩東部及び都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生したときに発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

## 3) 震災第二非常配備態勢

気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生したときに発令し、事前計画に基づく行動を開始する。

## 4) 非常招集

- ① 震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。これ以外の職員は、連絡体制を確保し、早期参集に必要な準備を行う。
- ② 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

## 第4 消防活動

消防活動は、各消防署で樹立している震災消防活動計画に基づき職員の確保及び部隊の運用、さらに情報収集や区・他行政機関との連携をとりながら災害活動態勢の万全を期す。

## 第5 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、分団受持区域内の住民に対して出火防止、初期消火等の指導並びに現有装備を活用し、火災その他災害に対する消防活動に当たるものとする(資料編その1P.資1-43 I-15-1～I-15-2「消防団受持区域及び消防団格納庫所在地表」「消防団受持区域図」参照)。

- ① 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- ② 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- ③ 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- ④ 所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。
- ⑤ 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- ⑥ 避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、「消防団は災害対応が本来業務、最優先事項である」とのものと、消防団長の命令により地域住民の避難誘導、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

### (3) 震災消防活動

#### 第1 活動方針

- ① 延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ② 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- ③ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

#### 第2 部隊の運用等

- ① 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- ② 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。

#### 第3 情報収集等

- ① 所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員の携帯情報端末による早期災害情報システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
- ② 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報収集、管理を行う。
- ③ 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

#### 第4 広報活動

##### 1) 広報内容

- ① 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ② 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼びかけ
- ③ 火災及び水災に関する情報
- ④ 避難指示等に関する情報
- ⑤ 救急告示医療機関等の診療情報
- ⑥ その他区民が必要としている情報

##### 2) 広報手段

- ① 消防車両の拡声装置等
- ② 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示
- ③ テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
- ④ ホームページ、SNS等を活用した情報提供
- ⑤ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア及び自主防災組織(災害協力隊)を介しての情報提供

#### 第5 広聴活動

消防署、消防分署、消防出張所等のうち、災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。

## 第6 その他の活動

災害時の危険物の応急措置、通信施設の応急復旧、物資の調達、補給、庁舎の防護処置及び応急復旧、災害の調査等は、それぞれの計画の定めるところにより実施するものとする。

### (4) 救助、救急活動態勢

- ① 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- ② 救助・救急活動に必要な重機、救急資機(器)材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
- ③ 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機(器)材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- ④ 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- ⑤ 警視庁、自衛隊、都災害医療派遣チーム(「東京DMAT」)、災害協力隊等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

## 3. 防災関係機関の活動体制

地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

## 第3節 応援協力・派遣要請

(区総務部、都総務局、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部、陸上自衛隊)

### 1. 都との協力計画

- ① 区は、都と災害対策上必要な資料の交換をするなど、平素より連絡を密にし、災害時には一層この強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。
- ② 区長は、災害が発生し、区的能力では応急対策の万全を期し難い場合には、必要に応じて、都又は他の区市町村あるいは自衛隊等の協力について2.「応急措置等の要請要領」の定める手続により、都知事に要請するものとする。
- ③ 区は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、都を通じて総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請するものとする。

第1部
第2部
震災編
第3部
第4部
第1部
風水害編
第2部
第3部

- ④ 区は、災害救助法に基づく救助をはじめ、区内で行われる都の災害応急対策については、積極的に協力するものとする。
- ⑤ 都知事より他の区市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置に支障のない限り協力するものとする。

## 2. 応急措置等の要請要領

区が都、他の区市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定めるところにより要請する。

### 第1 都に対する要請

本部長は、都に対し応援又は応援のあつせんを求める場合には、都本部(区市町村調整部門)に対し、次に掲げる事項について東京都災害情報システム(D I S)での要請を基本とする。

#### 1) 都に応急措置の実施又は応援を求める場合

- ① 災害救助法の適用  
第2部 第13章「住民の生活の早期再建」を参照
- ② り災者の他地区への移送要請
  - ア. り災者の他地区への移送を要請する理由
  - イ. 移送を必要とするり災者数
  - ウ. 希望する移送先
  - エ. り災者の収容を要する期間
  - オ. その他必要な事項
- ③ 都各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請
  - ア. 災害の状況及び応援(応急措置の実施)を要請する理由
  - イ. 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
  - ウ. 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
  - エ. 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
  - オ. その他必要な事項

#### 2) 指定地方行政機関等の応援のあつせんを都に求める場合

- ① 他区市町村、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあつせんを求める場合
  - ア. 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由
  - イ. 応援を希望する機関名
  - ウ. 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
  - エ. 応援を必要とする場所
  - オ. 応援を必要とする活動内容
  - カ. その他必要な事項

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

- ② 指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣のあっせんを求める場合
  - ア. 派遣のあっせんを求める理由
  - イ. 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
  - ウ. 派遣を必要とする期間
  - エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - オ. その他参考となるべき事項
- ③ 日本放送協会の放送依頼のあっせんを求める場合
  - ア. 放送要請の理由
  - イ. 放送事項
  - ウ. 希望する放送日時及び送信系統
  - エ. その他必要な事項

### 第2 都以外の機関に対する要請

他の区市町村、指定地方行政機関等都以外の防災関係機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都本部(人員調整部門)を通じて要請するものとする。ただし、そのいとまのない場合には、都に対する要請に準じ直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

## 3. 他区市町村協力計画（相互応援協定）

災害時における応急対策の万全を期するため、区は他の区市町村と平素より協力態勢の確立に努めるものとする。

- ① 災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、区が他の区市町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるようあらかじめ応援の種類、手続等必要な事項について相互応援の協定を締結しておくものとする。
- ② 阪神・淡路大震災及び東日本大震災等過去の震災の教訓を踏まえ、23 区相互及び他区市町村等との協定締結の推進を図るものとする。
- ③ 現在、応援協定の締結状況は次のとおりである。

締結年月日	協定名称
昭和 58 年 3 月 16 日	墨田区及び江東区防災相互協定
平成 8 年 2 月 16 日	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 (平成 26 年 3 月 14 日再締結)
平成 18 年 1 月 30 日	江東区と大田原市との災害時等における相互応援に関する協定
平成 18 年 1 月 31 日	江東区と秩父市との災害時等における相互応援に関する協定
平成 23 年 12 月 26 日	江東区と沼津市との災害時等における相互応援に関する協定
令和 3 年 12 月 27 日	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書
令和 7 年 9 月 26 日	江東区と矢祭町との災害時等における相互援助に関する協定

- ④ 上記応援協定の他、平成 21 年 4 月 22 日に福島県川俣町と合意文書（「東京都江東区と福島県川俣町との友好交流について」）を取り交わしており、防災や経済などの分

野での交流をさらに進めることとしている。

- ⑤ 受援応援体制及びその手順の策定を進め、人材受け入れ時の宿泊場所の確保については、ホテルや旅館等の活用など、検討を進める。

#### 4. 管内防災関係機関との協力計画

- ① 区は、区内における災害応急対策の円滑な実施を期するため、災害時にはその状況に応じ、管内の防災関係機関と協力し、応急対策の実施に当たるものとする。
- ② 区は、上記①に備え、平素から防災関係機関と協議し、協力態勢の確立を図るものとする。
- ③ 区及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

#### 5. 郵便局との災害時協力体制

区は深川・城東・新東京各郵便局と災害時協力協定を締結（「災害時における江東区及び江東区内郵便局の相互協力に関する協定」平成10年5月18日締結）し、災害時の緊急輸送・連絡体制の強化を行った。

なお、郵便局は平成19年10月1日に民営化され、郵便局株式会社（現：日本郵便株式会社）の事業所となったが、引き続き協力体制を維持していく。

#### 6. 自衛隊への災害派遣要請

##### （1）派遣要請

区長は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、人命又は財産保護のため、自衛隊派遣要請の必要があると認めた場合には、都知事に対し自衛隊派遣の要請をするものとする。なお、自衛隊の派遣には、災害の様相等から、次のような方法がある。

- ① 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長からの派遣要請に基づき、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果、派遣される場合
- ② 災害がまさに発生しようとしている場合に、区長の要請に基づき、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ③ 災害が発生し、区長からの派遣要請を待たず、その事態に照らし特に緊急を要するため、都知事が自衛隊に災害派遣要請をする場合
- ④ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合
- ⑤ 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

- ⑥ 災害に際し、通信の途絶等により区長が都知事との連絡が不能である場合に、自衛隊が、区長からの災害に関する通報を受けて自主的に派遣する場合
- ⑦ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

## (2) 要請方法

大規模の災害が発生し、区長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都本部(人員調整部門)に依頼するものとし、事後、速やかに所定の手続きをとるものとする。(資料編その1 P.資1-7 I-3 「自衛隊等連絡先一覧」 参照)

ただし、都知事に対して派遣を要請するいとまがないときは直接、被害の状況を自衛隊に通知するものとし、後日、所定の手続きをとるものとする。

### <派遣要請事項>

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となる事項

## (3) 災害派遣部隊の活動範囲

災害派遣部隊の実施する業務はおおむね次のとおりである。

- ① 被害状況の把握
- ② 遭難者の誘導、輸送等
- ③ 遭難者等の捜索救助
- ④ 堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬等の水防活動
- ⑤ 消防活動の協力
- ⑥ 道路又は、水路等交通路上の障害物の排除
- ⑦ 診察防疫、病虫害防除等の支援
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援
- ⑩ 救援物資の無償貸付又は譲与
- ⑪ 危険物の保安及び除去
- ⑫ その他

## (4) 派遣部隊の受入れ態勢

- ① 作業計画及び資材等の準備  
自衛隊災害派遣を要請した場合には、応援を求める作業について速やかに作業計画を立案するとともに、必要な資機(器)材の確保に努めるものとする。
- ② 派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を誘導するとともに、部隊の責任者と作業計画について協議調整の上、必要な措置をとるものとする。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

- ③ 派遣部隊の仮泊予定地は、部隊の規模、区内の被災状況等によって、区本部において指定するものとする。
- ④ ヘリコプター発着可能地点及び防災船着場は、資料編その1 P.資 1-96 I-25「ヘリポート使用候補地一覧」、P.資 1-111 I-33「江東区防災船着場一覧図」のとおりである。
- ⑤ 大規模救出救助活動拠点（オープンスペース）は、本章 予防対策 第4節 2. 「大規模救出救助活動拠点等の確保」のとおりである。

## 7. 海上保安庁への支援要請

区長は、都知事に対し海上保安庁の支援を依頼するものとするが、都知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、第三管区海上保安本部東京海上保安部に要請するものとし、都知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

<支援要請事項>

- 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
- その他、区が行う災害応急対策の支援

## 第4節 労働力の確保

(区総務部)

### 1. 労働力確保の計画方針

災害時において、区職員や他の自治体からの派遣職員及び防災関係機関職員等のみでは、必ずしも十分な活動ができない状況が生ずることが予想される。

このため、都及び各防災関係機関等と緊密な連携を保ち、災害時に必要となる労働力の適切な把握とその確保に努める。

### 2. 労働力の確保方法

#### (1) 労働力の形態

労働者は日雇いとし、労働力確保の必要がある場合は、東京労働局及び公益財団法人城北労働・福祉センターに要請する。

#### (2) 労働力確保の方法

要請先より、労働者確保の連絡があったときは、速やかに労働者輸送の配車措置を講じ、公共職業安定所（ハローワーク）等の待機場所において、労働力を確保し、輸送する。

#### (3) 賃金

賃金は都に準じて定めるものとし、就労現場において、作業終了後直ちに支払うものとする。